

文京区保育所における保育に関する条例（昭和六十二年三月文京区条例第十一号）新旧対照表

改正後（案）	現行
<p>○文京区保育所における保育に関する条例 昭和六十二年三月二十日 条例第十一号</p> <p>改正 平成九年三月一八日条例第六号 平成一〇年三月二三日条例第一七号 平成一一年三月一六日条例第九号 平成一二年三月二三日条例第一六号 平成一五年三月三日条例第六号 平成一七年三月八日条例第一一号 平成一七年一〇月一三日条例第五五号 平成一九年三月一日条例第一一号 平成二〇年三月七日条例第一六号 平成二一年一二月七日条例第三九号 平成二四年三月六日条例第二八号 平成二七年三月三日条例第二九号 平成二七年六月三〇日条例第三八号 平成二八年六月二二日条例第三六号 平成二八年一二月八日条例第四九号 平成二九年六月二二日条例第一九号 令和元年九月三〇日条例第一六号</p>	<p>○文京区保育所における保育に関する条例 昭和六十二年三月二十日 条例第十一号</p> <p>改正 平成九年三月一八日条例第六号 平成一〇年三月二三日条例第一七号 平成一一年三月一六日条例第九号 平成一二年三月二三日条例第一六号 平成一五年三月三日条例第六号 平成一七年三月八日条例第一一号 平成一七年一〇月一三日条例第五五号 平成一九年三月一日条例第一一号 平成二〇年三月七日条例第一六号 平成二一年一二月七日条例第三九号 平成二四年三月六日条例第二八号 平成二七年三月三日条例第二九号 平成二七年六月三〇日条例第三八号 平成二八年六月二二日条例第三六号 平成二八年一二月八日条例第四九号 平成二九年六月二二日条例第一九号 令和元年九月三〇日条例第一六号</p>
<p>（趣旨）</p>	<p>（趣旨）</p>
<p>第一条 この条例は、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号。以下「法」という。）第二十四条第一項の規定による保育所における保育に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>第一条 この条例は、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号。以下「法」という。）第二十四条第一項の規定による保育所における保育に関し必要な事項を定めるものとする。</p>
<p>（保育所における保育）</p>	<p>（保育所における保育）</p>
<p>第二条 保育所における保育は、子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第十九条第一項第二号及び第三号に掲げる小学校就学前子どもの保護者が同法第二十条第四項に規定する教育・保育給付認定を受けた場合又は法第二十四条第五項若しくは第六項に規定する措置を採る場合に行うものとする。</p>	<p>第二条 保育所における保育は、子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第十九条第一項第二号及び第三号に掲げる小学校就学前子どもの保護者が同法第二十条第四項に規定する教育・保育給付認定を受けた場合又は法第二十四条第五項若しくは第六項に規定する措置を採る場合に行うものとする。</p>
<p>（延長保育）</p>	<p>（延長保育）</p>
<p>第三条 区長は、区立の保育所において前条の規定に</p>	<p>第三条 区長は、区立の保育所において前条の規定に</p>

より保育を受けている児童の保護者が午後六時十五分から午後七時十五分までの間の保育を必要とする場合に、保育を行うものとする。

(年末保育)

第四条 区長は、区立の保育所において第二条の規定により保育を受けている児童の保護者又は文京区立幼稚園における長時間保育等の実施に関する条例

(平成十七年十月文京区条例第五十七号) 第四条に規定する長時間保育を利用している児童の保護者が十二月二十九日及び三十日(日曜日を除く。)の午前七時十五分から午後六時十五分までの間の保育を必要とする場合に、規則で定めるところにより保育を行うものとする。

(保育所における保育に係る費用)

第五条 区長は、第二条の規定により保育を受けた児童の保護者又は扶養義務者(民法(明治二十九年法律第八十九号)に規定する扶養義務者をいう。)

(以下「扶養義務者等」という。)から別表第一に定める額を徴収する。

2 前項の規定にかかわらず、第二条の規定により三歳未満児が保育を受けた月において、扶養義務者等又は扶養義務者等と同一の世帯に属する者が要保護者等(子ども・子育て支援法施行令(平成二十六年政令第二百十三号。以下「令」という。)第四条第二項第六号に規定する要保護者等をいう。以下同じ。)に該当する場合における当該三歳未満児(別表第一に定めるC階層からD4階層までに属する世帯に属する者に限る。)に係る徴収する費用の額は、同表に定める額に百分の五十を乗じて得た額とする。

3 前二項の規定にかかわらず、特定被監護者等(令第十四条に規定する特定被監護者等をいう。以下同じ。)が二人以上いる場合における 同条第一号 に該当する児童に係る徴収する費用の額は、別表第一に定める額に百分の五十を乗じて得た額とする。ただし、第二条の規定により当該児童 (同表 に定めるC階層からD4階層までに属する世帯に属する者に限る。)が保育を受けた月において、扶養義務者等又は扶養義務者等と同一の世帯に属する者が要保護者等に該当する場合は、零とする。

4 第一項及び第二項の規定にかかわらず、特定被監

より保育を受けている児童の保護者が午後六時十五分から午後七時十五分までの間の保育を必要とする場合に、保育を行うものとする。

(年末保育)

第四条 区長は、区立の保育所において第二条の規定により保育を受けている児童の保護者又は文京区立幼稚園における長時間保育等の実施に関する条例

(平成十七年十月文京区条例第五十七号) 第四条に規定する長時間保育を利用している児童の保護者が十二月二十九日及び三十日(日曜日を除く。)の午前七時十五分から午後六時十五分までの間の保育を必要とする場合に、規則で定めるところにより保育を行うものとする。

(保育所における保育に係る費用)

第五条 区長は、第二条の規定により保育を受けた児童の保護者又は扶養義務者(民法(明治二十九年法律第八十九号)に規定する扶養義務者をいう。)

(以下「扶養義務者等」という。)から別表第一に定める額を徴収する。

2 前項の規定にかかわらず、第二条の規定により三歳未満児が保育を受けた月において、扶養義務者等又は扶養義務者等と同一の世帯に属する者が要保護者等(子ども・子育て支援法施行令(平成二十六年政令第二百十三号。以下「令」という。)第四条第二項第六号に規定する要保護者等をいう。以下同じ。)に該当する場合における当該三歳未満児(別表第一に定めるC階層からD4階層までに属する世帯に属する者に限る。)に係る徴収する費用の額は、同表に定める額に百分の五十を乗じて得た額とする。

3 前二項の規定にかかわらず、特定被監護者等(令第十四条に規定する特定被監護者等をいう。以下同じ。)が二人以上いる場合における 同条第一号イ又はロ に該当する児童に係る徴収する費用の額は、別表第一に定める額に百分の五十を乗じて得た額とする。ただし、第二条の規定により当該児童 (別表第一 に定めるC階層からD4階層までに属する世帯に属する者に限る。)が保育を受けた月において、扶養義務者等又は扶養義務者等と同一の世帯に属する者が要保護者等に該当する場合は、零とする。

4 第一項及び第二項の規定にかかわらず、特定被監

護者等が三人以上いる場合における令**第十四条第二号**に該当する児童に係る徴収する費用の額は、零とする。

- 5 前各項の規定にかかわらず、区立の保育所において第二条の規定により保育を受けた児童の保護者が区の区域外に居住する場合は、区長は、当該保護者から当該保護者の居住する区市町村が定める額を徴収するものとする。

(延長保育に係る費用)

第六条 区長は、第三条に規定する保育（以下「延長保育」という。）を行つたときは、扶養義務者等から別表第二に定める額を徴収する。ただし、日を指定して行う延長保育を行つたときは、日額四百円を徴収する。

(年末保育に係る費用)

第七条 区長は、第四条に規定する保育に係る費用については、これを徴収しない。

(費用の額の通知)

第八条 区長は、第五条及び第六条の規定により徴収する費用の額を決定したとき又はその額を変更したときは、扶養義務者等に通知しなければならない。

(納期限)

第九条 扶養義務者等は、第五条及び第六条の規定により決定された費用を指定された期限までに納付しなければならない。

(督促及び滞納処分)

第十条 区長は、扶養義務者等が納期限までに費用を納付しないときは、期限を指定して督促しなければならない。

- 2 区長は、前項の規定による督促を受けた者が指定期限までに第五条の規定により徴収する費用に係る督促の金額を納付しないときは、法第五十六条第六項若しくは第七項又は子ども・子育て支援法附則第六条第七項の規定により、地方税の滞納処分の例により処分することができる。

(費用の減額)

第十一条 区長は、第五条の規定による費用の納付につき、特に必要があると認めるときは、申請に基づきその費用の全部又は一部を減額することができる。

護者等が三人以上いる場合における令**第十四条第二号イからハまで**に該当する児童に係る徴収する費用の額は、零とする。

- 5 前各項の規定にかかわらず、区立の保育所において第二条の規定により保育を受けた児童の保護者が区の区域外に居住する場合は、区長は、当該保護者から当該保護者の居住する区市町村が定める額を徴収するものとする。

(延長保育に係る費用)

第六条 区長は、第三条に規定する保育（以下「延長保育」という。）を行つたときは、扶養義務者等から別表第二に定める額を徴収する。ただし、日を指定して行う延長保育を行つたときは、日額四百円を徴収する。

(年末保育に係る費用)

第七条 区長は、第四条に規定する保育に係る費用については、これを徴収しない。

(費用の額の通知)

第八条 区長は、第五条及び第六条の規定により徴収する費用の額を決定したとき又はその額を変更したときは、扶養義務者等に通知しなければならない。

(納期限)

第九条 扶養義務者等は、第五条及び第六条の規定により決定された費用を指定された期限までに納付しなければならない。

(督促及び滞納処分)

第十条 区長は、扶養義務者等が納期限までに費用を納付しないときは、期限を指定して督促しなければならない。

- 2 区長は、前項の規定による督促を受けた者が指定期限までに第五条の規定により徴収する費用に係る督促の金額を納付しないときは、法第五十六条第六項若しくは第七項又は子ども・子育て支援法附則第六条第七項の規定により、地方税の滞納処分の例により処分することができる。

(費用の減額)

第十一条 区長は、第五条の規定による費用の納付につき、特に必要があると認めるときは、申請に基づきその費用の全部又は一部を減額することができる。

(委任)

第十二条 この条例の施行について必要な事項は、区長が別に定める。

付 則

この条例は、昭和六十二年四月一日から施行する。

付 則 (平成九年三月一八日条例第六号)

この条例は、平成九年十月一日から施行する。

付 則 (平成一〇年三月二三日条例第一七号)

(施行期日)

1 この条例は、平成十年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の文京区保育の実施に関する条例(以下「新条例」という。)の規定による保育の実施に関し必要な手続その他の行為は、前項の規定にかかわらず、この条例の施行の日前においても、新条例の例によりすることができる。

付 則 (平成一一年三月一六日条例第九号)

この条例は、平成十一年四月一日から施行する。

付 則 (平成一二年三月二三日条例第一六号)

この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

付 則 (平成一五年三月三日条例第六号)

この条例は、平成十五年四月一日から施行する。

付 則 (平成一七年三月八日条例第一一号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第三条の規定は、平成十七年四月一日から施行する。

付 則 (平成一七年一〇月一三日条例第五五号)

この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

付 則 (平成一九年三月一日条例第一一号)

この条例は、平成十九年四月一日から施行する。ただし、第六条にただし書を加える改正規定は、平成十九年五月一日から施行する。

付 則 (平成二〇年三月七日条例第一六号)

この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

付 則 (平成二一年一二月七日条例第三九号)

この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。

付 則 (平成二四年三月六日条例第二八号)

(施行期日)

(委任)

第十二条 この条例の施行について必要な事項は、区長が別に定める。

付 則

この条例は、昭和六十二年四月一日から施行する。

付 則 (平成九年三月一八日条例第六号)

この条例は、平成九年十月一日から施行する。

付 則 (平成一〇年三月二三日条例第一七号)

(施行期日)

1 この条例は、平成十年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の文京区保育の実施に関する条例(以下「新条例」という。)の規定による保育の実施に関し必要な手続その他の行為は、前項の規定にかかわらず、この条例の施行の日前においても、新条例の例によりすることができる。

付 則 (平成一一年三月一六日条例第九号)

この条例は、平成十一年四月一日から施行する。

付 則 (平成一二年三月二三日条例第一六号)

この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

付 則 (平成一五年三月三日条例第六号)

この条例は、平成十五年四月一日から施行する。

付 則 (平成一七年三月八日条例第一一号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第三条の規定は、平成十七年四月一日から施行する。

付 則 (平成一七年一〇月一三日条例第五五号)

この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

付 則 (平成一九年三月一日条例第一一号)

この条例は、平成十九年四月一日から施行する。ただし、第六条にただし書を加える改正規定は、平成十九年五月一日から施行する。

付 則 (平成二〇年三月七日条例第一六号)

この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

付 則 (平成二一年一二月七日条例第三九号)

この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。

付 則 (平成二四年三月六日条例第二八号)

(施行期日)

1 この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、第一条中第一条の改正規定は公布の日から、第二条及び付則第三項の規定は、平成二十五年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 第一条の規定による改正後の文京区保育の実施に関する条例別表第一及び別表第四の規定は、平成二十四年四月以後の月分の保育の実施及び延長保育に係る徴収金基準額（以下「徴収金基準額」という。）について適用し、同年三月以前の月分の徴収金基準額については、なお従前の例による。

3 第二条の規定による改正後の文京区保育の実施に関する条例別表第一及び別表第四の規定は、平成二十五年四月以後の月分の徴収金基準額について適用し、同年三月以前の月分の徴収金基準額については、なお従前の例による。

付 則（平成二七年三月三日条例第二九号）

(施行期日)

1 この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の文京区保育所における保育に関する条例（以下「新条例」という。）別表第一から別表第三までの規定は、平成二十七年四月以後の月分の保育所における保育に係る徴収金基準額、第二子以降の保育に係る徴収金特例基準及び延長保育に係る徴収金基準額（以下「徴収金基準額等」という。）について適用し、同年三月以前の月分の徴収金基準額等については、なお従前の例による。

3 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に保育所における保育を受け、かつ、施行日以後に保育所における保育を受ける場合であって、新条例別表第一に掲げる徴収金基準額が、同表に平成二十六年度に決定を受けた階層区分（当該階層区分がC1階層である場合はC階層と、C2階層又はC3階層である場合はD0階層とみなす。以下「旧階層区分」という。）を適用した場合に得られる徴収金基準額を超えるときは、平成二十七年四月から同年八月までの月分の徴収金基準額に係る階層区分については、旧階層区分に該当するものとして、新条例別表

1 この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、第一条中第一条の改正規定は公布の日から、第二条及び付則第三項の規定は、平成二十五年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 第一条の規定による改正後の文京区保育の実施に関する条例別表第一及び別表第四の規定は、平成二十四年四月以後の月分の保育の実施及び延長保育に係る徴収金基準額（以下「徴収金基準額」という。）について適用し、同年三月以前の月分の徴収金基準額については、なお従前の例による。

3 第二条の規定による改正後の文京区保育の実施に関する条例別表第一及び別表第四の規定は、平成二十五年四月以後の月分の徴収金基準額について適用し、同年三月以前の月分の徴収金基準額については、なお従前の例による。

付 則（平成二七年三月三日条例第二九号）

(施行期日)

1 この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の文京区保育所における保育に関する条例（以下「新条例」という。）別表第一から別表第三までの規定は、平成二十七年四月以後の月分の保育所における保育に係る徴収金基準額、第二子以降の保育に係る徴収金特例基準及び延長保育に係る徴収金基準額（以下「徴収金基準額等」という。）について適用し、同年三月以前の月分の徴収金基準額等については、なお従前の例による。

3 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に保育所における保育を受け、かつ、施行日以後に保育所における保育を受ける場合であって、新条例別表第一に掲げる徴収金基準額が、同表に平成二十六年度に決定を受けた階層区分（当該階層区分がC1階層である場合はC階層と、C2階層又はC3階層である場合はD0階層とみなす。以下「旧階層区分」という。）を適用した場合に得られる徴収金基準額を超えるときは、平成二十七年四月から同年八月までの月分の徴収金基準額に係る階層区分については、旧階層区分に該当するものとして、新条例別表

第一から別表第三までの規定を適用する。

付 則（平成二七年六月三〇日条例第三八号）

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の文京区保育所における保育に関する条例の規定は、平成二十七年四月一日から適用する。

付 則（平成二八年六月二二日条例第三六号）

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の文京区保育所における保育に関する条例の規定は、平成二十八年四月一日から適用する。

付 則（平成二八年一二月八日条例第四九号）

この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。

付 則（平成二九年六月二二日条例第一九号）

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の文京区保育所における保育に関する条例の規定は、平成二十九年四月一日から適用する。

付 則（令和元年九月三〇日条例第一六号）

（施行期日）

1 この条例は、令和元年十月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の文京区保育所における保育に関する条例（以下「新条例」という。）第五条第二項から第四項まで及び別表第一の規定は、令和元年十月以後の月分の保育所における保育に係る徴収金基準額について適用し、同年九月以前の月分の保育所における保育に係る徴収金基準額については、なお従前の例による。

3 新条例第七条の規定は、この条例の施行の日以後に行う文京区保育所における保育に関する条例第四条に規定する保育（以下「年末保育」という。）に係る費用について適用し、同日前に行われた年末保育に係る費用については、なお従前の例による。

付 則（令和 年 月 日条例第 号）

この条例は、公布の日から施行する。

第一から別表第三までの規定を適用する。

付 則（平成二七年六月三〇日条例第三八号）

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の文京区保育所における保育に関する条例の規定は、平成二十七年四月一日から適用する。

付 則（平成二八年六月二二日条例第三六号）

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の文京区保育所における保育に関する条例の規定は、平成二十八年四月一日から適用する。

付 則（平成二八年一二月八日条例第四九号）

この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。

付 則（平成二九年六月二二日条例第一九号）

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の文京区保育所における保育に関する条例の規定は、平成二十九年四月一日から適用する。

付 則（令和元年九月三〇日条例第一六号）

（施行期日）

1 この条例は、令和元年十月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の文京区保育所における保育に関する条例(以下「新条例」という。)第五条第二項から第四項まで及び別表第一の規定は、令和元年十月以後の月分の保育所における保育に係る徴収金基準額について適用し、同年九月以前の月分の保育所における保育に係る徴収金基準額については、なお従前の例による。

3 新条例第七条の規定は、この条例の施行の日以後に行う文京区保育所における保育に関する条例第四条に規定する保育（以下「年末保育」という。）に係る費用について適用し、同日前に行われた年末保育に係る費用については、なお従前の例による。

（新設）